議事資料

三沢市教育大綱の改定について（概要）

令和４年１０月２４日
総務部総務課

１　策定の経緯

平成２７年４月１日「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、同法第１条の３第１項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第１７条第１項に規定する基本的な方針「国の第２期教育振興基本計画」を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされた。

三沢市では、平成２７年に三沢市総合教育会議を設置し、当市の教育目標である「三沢市教育大綱」を策定し、三沢市総合振興計画の基本理念である「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」の実現に向けての教育目標（大綱）を掲げ、取り組んできた。平成３０年３月には、「第二次三沢市総合振興計画」～未来へつなぐ　心安らぐ　国際文化都市～を新たな位置づけとするため改定し、「第二次三沢市総合振興計画前期基本計画」の期間である平成３４年度（令和４年度）までの５年間に計画期間を変更した。

２　改定理由

平成３０年３月に改定した教育大綱が令和５年３月をもって計画期間が終了することから、改定について検討した結果、令和６年度までの計画期間である三沢市教育振興基本計画が、現在の教育大綱に基づく施策であることを踏まえ、令和６年度まで期間延長するものである。

３　主な変更点

⑴ 教育大綱の期間を令和６年度まで期間延長
⑵ 文言の修正

４　改定時期

文言の修正はあるが内容の変更はなく、期間延長の改定であることから、改定時期を１０月とする。